

○地域包括支援センターとは  
 ①介護予防マネジメント  
 ②介護予防事業、新予防給付\*のマネジメントを一体的に実施し、要介護状態となることの予防と要介護状態の悪化予防を図ります。

\*新予防給付：要支援1・2に認定された方は、心身の状態が維持・改善される可能性が高い方なので、生活機能の維持・向上を目的とした介護予防サービスを利用することになります。利用に必要なケアプランは地域包括支援センターで作成されます。

○地域包括支援センターとは  
 高齢者が住み慣れた地域で、生き生きと生活ができるよう、総合的に支えていくための拠点となります。

そこでは、保健師（看護師）、社会福祉士、ケアマネジャーなど専門職を配置し、高齢者やその家族の相談を受けたり、介護予防に関するマネジメントを行ったり、高齢者への支援を行います。

### 地域包括支援センターって何をやるの？



地域に密着した支援事業を展開していきます

## 八重瀬町地域包括支援センターが設置されました！

4月3日（月）、町社会福祉会館において「八重瀬町地域包括支援センター」が設置されました。設置にあたって町社会福祉協議会会長の仲座清次郎さんは「地域に喜ばれるように、お互いが愛を持って手をさしのべ、愛が戻ってくるように頑張っていきたい」とあいさつを述べました。

- ②総合的な相談・支援  
 高齢者やその家族の方などからの各種相談を受け支援します。
- ③権利擁護事業  
 高齢者に対する虐待の防止や早期発見のための事業、その他の権利擁護のための事業を行います。
- ④包括的・継続的マネジメント  
 支援困難事例に関するケアマネジャーへの助言、地域のケアマネジャーのネットワークづくりなどを行います。

### 問い合わせ

八重瀬町地域包括支援センター  
 （町社会福祉会館内）  
 TEL 835-7247  
 八重瀬町役場 社会福祉課 介護保険係  
 TEL 998-9598

### 児童家庭課からお知らせ

## 平成18年4月1日から児童手当制度が拡充されました

### 拡充の内容

支給対象年齢が、小学校3年生（9歳到達後最初の年度末）までから、小学校6年生（12歳到達後最初の年度末）までに拡大され、併せて、所得制限が引き上げられます。

### 認定請求の手続きが必要となります。

新たに、児童手当を受けられる児童の保護者の皆様については、役場児童家庭課の窓口（公務員の方は勤務先）で、認定請求の手続きが必要となります。なお、改正に伴う新規請求は、平成18年9月29日まで受け付けたものに限り、特例的に4月1日（または支給要件に該当した日）にさかのぼって支給されます。

### 平成18年度に小学校4年生の児童がいる保護者

（平成8年4月2日生まれ～平成9年4月1日生まれ）

これまで当該児童にかかる児童手当を受給していた保護者の方は、特段の手続きをする必要はありません。上記に該当しない保護者の方で、次の受給資格がある場合は、認定請求の手続きが必要となります。

### 平成18年度に小学校5年生または6年生の児童がいる保護者の皆様

（平成6年4月2日生まれ～平成8年4月1日生まれ）

これまで、受児童手当を受給していない保護者の方は認定請求、児童手当を受給していた保護者の方は額改定認定請求の手続きが必要となります。

### これまで、所得制限により児童手当を受給していない保護者の皆様

所得制限の引き上げにより新たに児童手当を受給できる場合がありますので、該当する保護者の方は、認定請求の手続きが必要となります。

### 認定請求の日程

平成18年4月24日～28日  
 東風平庁舎

平成18年5月8日～12日  
 本庁（児童家庭課）

上記以外の日でも本庁児童家庭課では随時行っています。

### 認定請求書に必要な添付書類

- 健康保険被保険者証の写し（保護者のもの）
- 児童手当所得証明書  
 （平成17年1月1日現在八重瀬町に住所がなかった方）
- 印鑑（認印可）
- 受給者の預金通帳（郵便局以外）

上記対象者の方には児童家庭課から個別に通知いたします。

詳しい問い合わせは児童家庭課  
 998-7163 児童手当係まで

### 保健体育課からのお知らせ

## 第1回 八重瀬町児童オリンピック大会

町内各子供会の活性化と交流を図るとともに、青少年健全育成と児童の健康体づくりに寄与します。

【日 時】平成18年6月4日（日）

午前8時開会式（8時30分競技開始）

【場 所】東風平運動公園陸上競技場

【問合・申込先】

八重瀬町役場 保健体育課

●東風平運動公園体育館（TEL:098-998-2140）

●具志頭村社会体育館内（TEL:098-998-6635）



### 平成18年度 巡回就学相談のご案内

～お子様の健全な成長を願って保護者の方へ相談会を行います～

専門の医師・教育相談担当者が中心になって、次のとおり相談会を開きます。どうぞ、お子さんを連れてお気軽においで下さい。

【日 時】平成18年6月2日（金）

【相談日程】9:30～10:00 受付

10:00～12:00 就学・教育相談

13:30～14:00 受付

14:00～16:00 就学・教育相談

【主 催】沖縄県教育委員会

【問い合わせ】沖縄県立総合教育センター特殊教育課  
 TEL098-933-7526

【問合先】  
 ●八重瀬町役場 社会福祉課 介護保険係  
 (098-998-9598)  
 ●沖縄県 高齢者福祉介護課 介護指導班  
 (098-866-12214)

2 対象者  
 介護保険の要支援・要介護の認定を受けている方

- ①腰掛便座
- ②特殊尿器
- ③入浴補助用具
- ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトのつり具の部分

1 居宅介護福祉用具購入費の支給対象となる特定福祉用具とは次の5種類のみです。

介護保険法の改正に伴い、平成18年4月1日から特定福祉用具についても事業所指定制度が導入されます。介護保険の対象となっている特定福祉用具であっても、指定事業所からの購入でない限り、介護保険が適用されず全額利用者負担となりますのでご注意ください。特定福祉用具を購入する際は、県の指定を受けた事業所をご利用ください。

社会福祉課からのお知らせ  
**介護保険で特定福祉用具の購入を予定している皆様へ**

### 沖縄労働局からのお知らせ

## 職場でのトラブルの解決を労働局がお手伝いします！

「解雇」「配置転換」「賃下げ」「セクハラ」「いじめ」など職場でのトラブルを労働局の「個別労働紛争解決システム」で迅速に解決できるようお手伝いします。

もちろん相談は無料で、秘密厳守で行います。

詳しくは最寄りの総合労働相談コーナーへお問い合わせください。総合労働相談コーナーの無い地域の方はお近くの労働基準監督署でまずご相談してください。

- 那覇総合労働相談コーナー（那覇労働基準監督署内）TEL:098-868-8008・6060
- 沖縄総合労働相談コーナー（沖縄労働基準監督署内）TEL:098-932-1400
- 名護総合労働相談コーナー（名護労働基準監督署内）TEL:0980-52-2691



### 糸満警察署 TEL 99510110

- 1 水難事故防止運動実施中  
 （H18・4・26～H18・8・31）  
 ～美ら海 セイフティー おきなわ 2006～  
 ○子どもや高齢者の水難事故防止  
 ○飲酒や悪天候時は遊泳禁止  
 ○シュノーケリングの安全マニュアルの遵守  
 ○ライフジャケットの着用  
 ○泳ぐ前の準備運動は忘れずに!!
- 2 交通事故防止  
 ○飲酒運転はしません  
 ○信号無視はしません  
 ○速度超過はしません  
 ○交通ルールを守り、行楽地への行き帰りは余裕を持って計画しましょう!!
- 3 行楽地での車などからの盗難に注意  
 ○ドアをロックし、窓ガラスを確実に閉める  
 ○車外から見える場所にバックや財布などを置かない  
 ○カーステレオやカーナビ類は、車外から見えないようにタオルなどで覆う  
 ○異常警報装置など防犯機器を取り付ける  
 ○遊泳中など貴重品はロッカーなどに保管しましょう  
 以上のことに気をつけ、事件、事故のない楽しい休日をお過ごししましょう!!

行楽地における事件・事故防止  
 期間中は、海水浴場などの行楽地に沢山の人が予想されますので、次のことに気をつけましょう!!